

ロシア連邦大統領令

所得および資本に対する租税にかかわる二重課税の回避ならびに納税忌避の防止に関するロシア連邦政府とラトビア共和国政府との間の協定の効力をロシア連邦が停止することについて

所得および資本に対する租税にかかわる二重課税の回避ならびに納税忌避の防止に関するロシア連邦政府とラトビア共和国政府との間の2010年12月20日付協定にもとづく自らの義務にラトビア共和国が違反したことに鑑みて緊急の措置を講じる必要があることから、以下を決定する。

1. 1995年7月15日付連邦法第101-FZ号「ロシア連邦の国際条約について」第37条第4項にしたがい、所得および資本に対する租税にかかわる二重課税の回避ならびに納税忌避の防止に関するロシア連邦政府とラトビア共和国政府との間の2010年12月20日付協定の効力は、ラトビア共和国が同協定にもとづく自らの義務に対する違反を是正するまでの間、または同協定の効力が終了するまでの間、これを停止する。

2. ロシア連邦外務省は、本令第1項が定める当該協定の効力の停止に関する通告をラトビア側に送付する。

3. ロシア連邦政府は、本令第1項が定める当該協定の効力の停止に関する連邦法の法案をロシア連邦議会国家院（下院）に提出する。

4. 本令はその署名の日をもって発効する。

ロシア連邦大統領

V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年9月26日

第668号